



# Safety Drivers 情報

## 秋の全国交通安全運動が始まります！

### 活動重点日

- 9月21日 (土) 横断歩道おもいやりの日
- 9月24日 (火) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
- 9月25日 (水) 自転車安全利用の日
- 9月26日 (木) 高齢者交通安全呼び掛けの日
- 9月27日 (金) 飲酒運転根絶の日
- 9月30日 (月) 交通事故死ゼロを目指す日 (全国指定日)

### 運動重点

#### 1 反射材用品の着用促進

夕暮れ時や夜間は、明るい服装や反射材を活用して周りに自分の存在を知らせるとともに、信号や横断歩道がある場所で横断するなど安全な行動を心掛けましょう。



#### 安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

横断歩道では、ハンドサイン等により横断する意思を伝え、安全を確認してから渡りましょう。また、横断中も安全を確認し、斜め横断や走行車両の直前・直後横断はやめましょう。



#### 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

夜間は早めのライト点灯や上向きライトを活用し、前方の視界を確保して、暗闇に潜む危険をいち早く発見しましょう。



#### 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な事故につながる大変危険な行為です。家庭・職場・地域一丸となって根絶しましょう。



#### 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用

自転車等利用者はヘルメットを着用しましょう。ヘルメットを着用することで、事故に遭った際の頭部への致命傷を防ぐことができます。

ヘルメットを着用して、安全に自転車を利用しよう！



#### 交通ルール遵守の徹底

自転車で道路を通行するときは、「車」として交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けましょう。



## 自転車のながらスマホ 酒気帯び 罰則強化

ながらスマホ

酒気帯び運転



交通安全さらめき大使 仲俣由菜さん

令和6年11月23日までに施行

## 道路交通法改正

自転車運転中の危険行為に罰則新設

🚲 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

🚲 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 県警のホームページにも掲載しています。
- 毎月第二・第四水曜日(祝日、年末年始を除く)に新情報をメール配信しています。(申込方法は県警HP参照)
- 二次元コードからSD情報のHPに直接アクセスできます。→

